

おんせん県おおいた
アドベンチャーツーリズム条例
逐条解説

令和6年3月22日
大分県議会

(前文)

大分県は、瀬戸内海・阿蘇くじゅうの二つの国立公園及び耶馬日田英彦山・日豊海岸・祖母傾の三つの国定公園をはじめ、おおいた姫島・おおいた豊後大野の二つの日本ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを有し、山岳や森林、草原、渓谷、河川、海岸、海洋などとても豊かな自然に恵まれ、四季折々の美しい景観の下、ロングトレイルなど自然を活用した観光が根付いている。また、宇佐・国東半島に広がる六郷満山文化をはじめ、様々な歴史文化や温泉利用の文化を育んできた地域であり、自然や文化、アクティビティを体験するアドベンチャーツーリズムの推進において大きな可能性を秘めている。

アドベンチャーツーリズムには、人々の自然や文化を愛し保全する心を醸成し心豊かな人材を育成するとともに、観光・地域振興に活用することで地域に経済的な豊かさをもたらし、人々の生活と密接に関係する地域資源が磨かれ持続可能な地域であり続けることに寄与するなど、様々な期待が寄せられる。

本県は、国内外から訪れる旅行者に安全で安心なアドベンチャーツーリズムを提供するとともに、県民が郷土への誇りを高めその魅力を自ら発信する契機とすることで、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域を形成していくことを希求する。

ここに、県、県民等、ガイド及び事業者の責務や役割を定め、環境整備を図りながらこれらの者が一体となってアドベンチャーツーリズムを推進することを旨とし、この条例を制定する。

【趣 旨】

条例制定の背景、条例が目指すアドベンチャーツーリズムの姿及び県民にとっての条例の意義を宣言・周知するために、前文を設けました。

【解 説】

1 条例制定の背景

国は、観光を成長戦略の柱、地域活性化の切り札と位置付けており、観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)に基づく、「観光立国推進基本計画(第4次)」において、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードに、訪日外国人旅行消費額単価20万円/人、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数2泊等の目標を掲げ、施策を展開しています。

人口減少や少子高齢化等により国内旅行の需要減少が想定される中、本県においても、インバウンド需要の取込みは不可欠です。一方で、一部の観光地でオーバーツーリズムが社会問題となる中、これからは宿泊客数だけを追い求めるのではなく、持続可能な観光と地域づくりとの両立についても考える必要があります。

近年注目を集めるアドベンチャーツーリズムは、豊かな自然や様々な文化を有する本県の強みを活かせる旅行形態です。また、アドベンチャーツーリズムはサステナビリティとの親和性が高く、本県における観光振興や地域振興、自然・文化の保全に寄与することが期待されます。

こうしたことから、本県はアドベンチャーツーリズムに着目し、県、県民等、ガイド及び事業者が一体となったアドベンチャーツーリズムの取組を県内に広めるため、本条例を制定しました。

2 条例が目指すアドベンチャーツーリズムの姿

「アドベンチャーツーリズム」を一言で言い表すならば、それは「体験」です。地域の人々による、地域の素材を用いた付加価値の高い特別な体験を、旅行者に提供して驚きや感動を呼び起こし、アドベンチャーツーリズムの提供に伴う適正な対価を得ることで、一連の取組に好循環が生まれ、それが持続していきます。

本条例が目指す「アドベンチャーツーリズム」の姿は、自然や文化を守りながらも様々な産業の需要を喚起し、地域の多くの人々がこれに関わり、その先に、人々の生活と密接に関係する地域資源が磨かれ持続可能な地域が形成されるというものです。

3 県民にとっての条例の意義

県民は、アドベンチャーツーリズム推進の意義や必要性についての理解を深めるとともに、自らが旅行者となって本県の豊かな自然環境の中で過ごすことで、健康増進など生活の質（ＱＯＬ）の向上が期待できます。

本条例の制定により、県民がより自然に親しみ、その恵みを享受できる機会が増加することが望まれます。

4 条例における「保全」の定義

自然・文化を活用しながらも守っていくアドベンチャーツーリズムの考え方を踏まえ、人の手を加えつつ活用し、同時に維持していく様を「保全」と定義しています。

(目的)

第1条 この条例は、アドベンチャーツーリズムの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、ガイド及び事業者の役割を明らかにし、並びに県の施策の基本となる事項を定めることにより、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を効果的に実施し、もって人々と自然・文化とのふれあいを通じた豊かな人材の育成、自然・文化の保全及び地域の活力の創造を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めたものです。

【解説】

- 1 本条例の目的は、以下3点の実現です。
 - 人々と自然・文化とのふれあいを通じた豊かな人材の育成
 - 自然・文化の保全
 - 地域の活力の創造

「豊かな人材」は、郷土に対する愛着や誇りを持ってその魅力を自ら発信できる人材を指します。

「地域の活力の創造」は、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域の形成を指します。その第一歩として、観光振興による地域活性化があることは、いうまでもありません。
- 2 本条例の目的を達成するため、以下の内容を定め、明らかにすることにより、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な取組や施策を効果的に実施することを目指していきます。
 - ・ アドベンチャーツーリズムの推進に当たっての基本理念（第3条）
 - ・ 県の責務（第4条）
 - ・ 県民等の役割（第5条）
 - ・ ガイド及び事業者の役割（第6条）
- 3 また、「県の施策の基本となる事項」として次の6つについて定め、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を効果的に実施することを目指していきます。
 - アドベンチャーツーリズムの推進に対する県民理解の促進（第7条）
 - ガイドの育成（第8条）
 - 事業者の支援（第9条）
 - ガイド及び事業者並びに旅行者に対するルールやマナーの普及啓発等（第10条）
 - 安全かつ楽しく有意義にアドベンチャーツーリズム体験をすることが可能となるような環境の整備（第11条）
 - アドベンチャーツーリズムを着実に推進するための推進体制の整備（第12条）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 アドベンチャーツーリズム 旅行者が地域の住民と共に地域独自の自然や地域のありのままの文化を体験する旅行形態であって、旅行者に驚きや感動をもたらすものをいう。
- 二 ガイド アドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者を反復的又は継続的に案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。
- 三 事業者 旅行者に対し、アドベンチャーツーリズムに係るプログラムの提供、ガイドのあっせん等のサービス(以下「サービス」という。)の提供を業として行うものをいう。

【趣旨】

本条は、本条例の用語の定義を定めたものです。

【解説】

〔第1号〕

「アドベンチャーツーリズム」は、一般的に「アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」と定義されていますが、本条例ではより幅広く捉え、「地域住民と共に自然や文化を体験し、驚きや感動を得られる旅行形態」の全てを、アドベンチャーツーリズムと定義付けています。

「旅行者」には、県内はもとより国内外から大分県を訪れる全ての旅行者を含みます。

〔第2号〕

「ガイド」には、県が実施している「大分県アウトドアガイド認証制度」にのっとったガイドに限らず、安心安全なアクティビティの提供を通じ、アドベンチャーツーリズムの推進に寄与する者を含みます。

また、「ガイド」は、旅行者に対し単に案内や解説、技術指導などを行うに留まらず、本県の恵まれた自然や文化の魅力、価値を伝えるとともに、本条例第10条に規定する、ルールやマナーの普及啓発を行うなど、大切な役割を担います。

「反復的又は継続的に」とは、旅行者に対する案内、解説、技術指導等を繰り返し継続的に行うことを指します。

よって、単発的又は偶発的に、イベント内での案内や旅行者への解説等を行う場合は含みません。

〔第3号〕

「事業者」は、旅行代理店や観光地域づくり法人(DMO)等の他、ガイド自身が「事業者」となることも想定しています。

「業として」とは、反復・継続して事業を行うことをいい、営利・非営利を問いません。

(基本理念)

第3条 アドベンチャーツーリズムの推進は、県民が将来にわたり継続して豊かな自然・文化を享受できるよう、人と自然との共生及び持続可能な地域の形成を旨として行われなければならない。

2 アドベンチャーツーリズムの推進は、地域の自然・文化を正しく理解し、保全していくような人材の育成に資するよう行われなければならない。

3 アドベンチャーツーリズムの推進は、恵まれた地域資源を活用して、観光関連産業のみならず様々な産業の振興に資するよう行われなければならない。

【趣旨】

本条は、アドベンチャーツーリズムの推進に係る基本理念を定めたものです。

【解説】

〔第1項〕

アドベンチャーツーリズムを推進するに当たっては、県民が将来にわたり継続して豊かな自然・文化を享受できるよう、人と自然との共生及び持続可能な地域の形成を第一として重んじることを明確にしました。

「持続可能な地域」とは、環境と地域、経済がバランスよく成立している状態を指しており、アドベンチャーツーリズムの提供に伴う適正な対価を得ることで地域経済が循環し、結果として自然・文化の保全が図られ、持続する状態をいいます。

〔第2項〕

アドベンチャーツーリズムの推進は、アドベンチャーツーリズムの構成要素である「アクティビティ、自然、文化」に不可欠な地域の自然・文化について、これらを正しく理解し、保全する「人材の育成」に繋がるように行われなければならないことを明確にしました。

〔第3項〕

アドベンチャーツーリズムを推進する上では、利用者に提供するサービスに要する資材や食材、飲食物、交通用具等、地域の資源を積極的に活用することで、観光関連産業のみならず、農林水産業や商業、工業など様々な産業の需要を喚起し、これらの産業の振興に資することを明確にしました。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、おんせん県おおいた観光振興条例（平成27年大分県条例第24号）及び同条例第19条第1項に規定する観光振興基本計画に沿って、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を実施する。

2 県は、国及び市町村、ガイド、事業者、関係機関その他の団体と連携し、前項の施策を効果的に実施するものとする。

【趣旨】

本条は、アドベンチャーツーリズムの推進に係る県の責務を定めたものです。

【解説】

〔第1項〕

1 「県」は、普通地方公共団体としての「大分県」を指し、具体的には、その長たる知事、県議会、各行政委員会、地方公営企業（病院局及び企業局）、警察本部などの機関を指します。

2 「おんせん県おおいた観光振興条例」は、平成27年に政策的議員提案条例として制定されたものであり、本県における観光振興の基本的な条例に位置付けられます。

アドベンチャーツーリズムの振興を通じ、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域を形成していくことを目指す本条例は、「おんせん県おおいた観光振興条例」を補完するものであると位置付けられます。

3 「観光振興基本計画」は、おおむね3年ごとに策定・改定がなされており、本条例の制定時点では、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略 2022 - 2024」が該当します。

〔第2項〕

1 県においては、本条例の制定の趣旨や基本理念にのっとりた施策を部局横断的に講じるとともに、観光庁、文化庁、環境省等の中央省庁や、市町村、ガイド、事業者、関係機関などの団体と連携してアドベンチャーツーリズムを推進する責務を負うことを定めています。

2 「その他の団体」は、例示した「市町村、ガイド、事業者、関係機関」のほか、県内のホテル、旅館などの宿泊施設や、飲食店、土産物店、観光施設、観光協会、NPOなどアドベンチャーツーリズムに何らかの関わりを有し事業活動を行うものを指します。

(県民等の役割)

第 5 条 県民は、アドベンチャーツーリズム推進の意義や必要性についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、自然・文化を保全する心を育み、日常生活においても自然・文化や地域が持続していくよう努めるものとする。

2 アドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者は、自然・文化を保全するとともに、地域住民の生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、県民及びアドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者の役割を定めたものです。

【解 説】

〔第 1 項〕

第 3 条（基本理念）第 1 項の解説でも述べたとおり、県民は、将来にわたり継続して豊かな自然・文化を享受する主体となりますが、そのためには、県民自身がアドベンチャーツーリズム推進の意義や必要性についての理解を深め、担い手の一人として、日常生活においても、自然・文化や地域が持続的に維持・発展するよう努める必要があります。

〔第 2 項〕

県民に限らず、アドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者においても、自然・文化の保全や、地域住民の生活、産業活動等に配慮するよう努める必要があります。

(ガイド及び事業者の役割)

第6条 ガイド及び事業者は、基本理念にのっとり、自然・文化を保全し、地域住民の生活、産業活動等に配慮するとともに、安全で質の高いサービスを提供するよう努めるものとする。

2 ガイド及び事業者は、サービスの提供先である旅行者に対し、その者の安全の確保や自然・文化の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ガイド及び事業者の役割を定めたものです。

【解説】

〔第1項〕

ガイドは、旅行者の「体験」を導き、地域住民を含めた地域資源との出会いを仲立ちする、いわば地域の顔となる存在です。それゆえガイドは、アドベンチャーツーリズムにおいて、旅行者に深い感動を与える上で、また、旅行者が安全に「体験」をする上で、最重要のキーパーソンです。

また、事業者は、プログラムの提供やガイドのあっせんなどアドベンチャーツーリズムに係るサービスを「業として」提供するものですから、ガイドと並ぶ重要な役割を担うとともに、旅行者の安全の確保や自然・文化の保全に関しては、ガイド以上に重要な役割と責任を担っているといえます。

これらのことに鑑み、本条では、第3条（基本理念）の規定にのっとりガイド及び事業者の役割を、努力義務として定めています。

第1項では、ガイド及び事業者の努力義務として次の3つの役割を果たすことを定めています。

自然・文化を保全すること。

地域住民の生活、産業活動等に配慮すること。

安全で質の高いサービスを提供すること。

〔第2項〕

第2項は、旅行者に対し、その者の安全の確保や自然・文化の保全等のために必要な指導を行うことを、ガイド及び事業者の努力義務として定めています。

アドベンチャーツーリズムが、継続、発展していくために、最優先されるのは旅行者の安全です。本条例第5条では、旅行者にも自然・文化の保全や地域住民の生活等に配慮するよう努めることを求めています。旅行者自身の安全の確保については定めていません。旅行者の安全の確保については、特に、ガイドや事業者の事前指導や現場での指導が重要な役割を担いますので、本条第2項では必要な指導の筆頭にこれを掲げています。

「『自然・文化の保全』のために必要な指導」は、自然公園法や文化財保護法を始めとする関係法令、土地・施設の管理者が定めたルール、一般的なマナーなどに基づいて行われる必要があります。

特に、法令や管理者等が定めたルールには抵触しないよう、ガイドや事業者が事前に又は現場で適切な指導を行うことが求められます。

(県民理解の促進)

第7条 県は、アドベンチャーツーリズムの推進に対する県民の理解を促進するため、情報を提供するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民理解の促進に係る県の取組を定めたものです。

【解説】

アドベンチャーツーリズムを推進する上では、一翼を担う県民自身がアドベンチャーツーリズム推進の意義や必要性についての理解を深め、担い手の一人として日常生活においても、自然・文化や地域が持続的に維持・発展するよう努める必要があります。

そのため、本条では、県が、県民理解の促進を図るため、情報提供など必要な措置を講ずることを明確にしています。

(ガイドの育成)

第8条 県は、優れたガイドを育成するため、その資質向上の意欲を高め、かつ、その社会的評価の向上を促進するような制度を構築するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ガイドの育成に係る県の取組を定めたものです。

【解説】

安全で安心なアドベンチャーツーリズムを旅行者に提供する上で、ガイドの資質向上が欠かせないことから、ガイドの社会的評価を向上させる認証制度の構築など、県において必要な措置を講じるよう努めることを明記しました。

実際の取組としては、大分県アウトドアガイド認証制度による、自然体験ガイドの登録があります。(令和5年度時点)

(事業者の支援)

第9条 県は、事業者の主体的な取組を推進するため、安全で質の高いサービスの提供や新たなサービスの開発を支援するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の主体的な取組を推進する上での県の取組を定めたものです。

【解説】

アドベンチャーツーリズムを推進するためには、事業者による安全で質の高いサービスの提供や新たなサービスの開発が求められることから、県において、事業者の主体的な取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めることを明記しました。

実際の取組としては、レンタル用自転車の整備、ツアー商品造成、パンフレット制作等に対する補助制度があります。(令和5年度時点)

(普及啓発等)

第10条 県は、ガイド及び事業者並びに旅行者が自然・文化を保全し、その地域の住民生活、産業活動等に配慮してアドベンチャーツーリズムを提供し、又は体験することができるよう、これらのものに対しルールやマナーの普及啓発をするなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ルールやマナーの普及啓発等に係る県の取組を定めたものです。

【解説】

アドベンチャーツーリズムの提供、体験に当たっては、自然・文化への悪影響を最小限にするため、自然公園法や文化財保護法を始めとする関係法令や本条例の遵守や、地域の住民生活、産業活動等に配慮すること等が必要です。

そのため、ガイド及び事業者並びに旅行者がこうしたルールやマナーを十分に理解した上で、アドベンチャーツーリズムを体験できるよう、県において普及啓発や広報に努めることを明確にしました。

【ルールやマナーの例】

環境省 マナーブック ようこそ国立公園へ

<https://www.env.go.jp/nature/np/pamph7/index.html>



環境省 国立公園の利用上のマナー

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/about/manner/>



大分県 オオイタおそと時間 記事

<https://oita-osoto.jp/blog/>



(環境の整備)

第11条 県は、より多くの旅行者が安全かつ楽しく有意義にアドベンチャーツーリズム体験をすることが可能となるような環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、アドベンチャーツーリズムの環境の整備に係る県の取組を定めたものです。

【解説】

安全で安心なアドベンチャーツーリズム体験を提供するためには、環境の整備が重要です。

そこで県において、ガイドによる救急法の習得や、賠償責任保険への加入促進の支援などのソフト面と併せて、アクティビティに使用する道具、体験現場までの移動手段の確保、多言語対応の案内標識など、ハード面の整備にも努めることを求めています。

【救急法の例】

日本赤十字社 救急法・基礎講習

<https://www.jrc.or.jp/study/kind/emergency/>



(推進体制の整備)

第12条 県は、アドベンチャーツーリズムを着実に推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、アドベンチャーツーリズムの推進体制の整備に係る県の取組を定めたものです。

【解説】

アドベンチャーツーリズムを着実に推進するためには、関係者間の相互交流や連携強化による、情報共有や資質向上の場が重要です。

そこで県において、関係者が一体となった体制を整備することで、第8条(ガイドの育成)や第9条(事業者の支援)、第10条(普及啓発等)、第11条(環境の整備)の充実に努めることを求めています。

中でも、安全対策・危機管理の面からは、地域の警察、消防、地域住民の協力が欠かせません。

(財政上の措置)

第13条 県は、アドベンチャーツーリズムの推進に係る施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な財政上の措置に係る県の取組を定めたものです。

【解説】

施策の実施に係る予算を確保することは重要です。そこで県において、必要な経費の予算化に努めることを求めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

本附則は、この条例の施行期日を定めたものです。

【解 説】

本条例の施行に際して特段の準備の必要がなく、また、施行の前に条例の周知を図る必要もないことから、本条例は公布の日から施行することとしました。